

【1997年1月31日】医療保険制度の改正について

社会保障制度審議会（総会第502回）

平成9年1月31日

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

社会保障制度審議会
会長 宮澤 健一

医療保険制度の改正について（答申）

平成9年1月17日厚生省発保第2号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

国民生活にとって安心と安定の基盤をなす国民皆保険体制は既に3分の1世紀の歴史を持ち、これを21世紀に向けて更に推持発展していかなければならないということについて国民的合意が成立しているとみてよい。今後においても、この基礎のうえに改革が進められるべきものとする。

人口高齢化・少子化や医療技術の進歩等により医療需要が増大し、国民医療費は増加を続けているが、他方、経済基調は大きく変化し、医療保険は軒並み深刻な財政危機に陥っている。抜本的な対策を打つことなく、このまま放置するならば、医療保険制度は財政的に行き詰まり、早晚破局を迎えることは明らかである。

こうした状況の下で提案された今回の諮問案は、いかにも拙速のきらいがあり、またその内容も、制度全般の総合的な改革の必要性に触れてはいるものの、当面の医療保険制度の財政危機を回避するための緊急避難的な保険財政安定化策に偏っている。今回の財政安定化策は、消費税率の引上げ等国民の負担が高まることが予想されるとき、更なる負担を求めるものである以上、国民の納得が得られるものであることを要する。

したがって、各医療保険財政が破綻に瀕していることに照らし、当面の対応策が必要なことは理解するが、併せて、本審議会が平成7年の勧告において強調しているように、医療制度及び老人保健制度を含めた医療保障制度の「抜本的な改革」を行うべきである。このため、「医療供給体制の安定及び医療資源の適正かつ効率的な配分」という観点から、例えば、病院と診療所との役割分担、地域医療の支援策、施設の機能に応じた設備・人員の

適正配置等の医療供給体制のあり方、出来高払い制度等の診療報酬制度のあり方、薬価基準制度のあり方を含む抜本的な改革の考え方を明確にするとともに、その具体的な改革スケジュールを、政府の方針として早急に示すことが不可欠である。今回創設が提案されている医療保険構造改革審議会についても、上記で指摘した諸点を十分に踏まえた、開かれた会議でなければ機能しないであろう。

高齢化の進展によって国全体で担わなければならない社会保障負担の増大を覚悟し、その必要性が認識されるべきである。国民に負担増を求めるに当たっては、社会保障制度自体が有効かつ無駄なく機能するよう合理性・効率性を高める努力を払うことはもとより必要であるが、それと同時に、社会保障分野以外の財政支出も含めた財政制度全体を見直して、合理的で効率的な制度の再構築を図ることが国民の理解を得るための前提となる。

本審議会の平成7年勧告の趣旨を体して、国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義、役割、仕組みなどについての国民の深い理解・協力を支えられ、国民の意向を踏まえた政治の決断がなされることを強く期待したい。